

障がい等のある学生の受験・修学の配慮について

本学では、新島学園短期大学障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）に基づき、受験・修学上の合理的配慮を提供するよう努めています。障がいや疾病等により、受験・修学に際して配慮を必要とする場合は、出願に先立ち入試広報課に事前に連絡のうえ、申請を行ってください。

※日常生活において、補聴器、車椅子等を使用している方で、試験当日も同様に使用する場合は、試験会場設定等の関係から、必ず申請してください。

提出書類

1. 配慮事項申請書

本学ホームページより、申請書類をダウンロードし、A4サイズで印刷して詳細を記入してください。

2. 診断書（写）または障害者手帳（写）

診断書は、入学試験受験時及び修学において、志願者の希望する配慮措置の可否を決定するための資料となりますので、現在の状況及び必要な配慮に関する医師の見解について、出来るだけ具体的に記載されている必要があります。なお、本書類がない場合は具体的な状況がわかる書類を任意書式で作成していただく必要があります。

3. 大学入試センター「受験上の配慮事項審査結果通知書」（写）

大学入学共通テスト出願者のみ

提出期限・送付先

各入試方式の出願期限に準じます。送付先も同様です。

<申請にかかわる留意事項>

- ・ 期限までに申請がなかった場合、受験・修学の際の配慮ができない場合があります。
- ・ 提出書類は、希望する配慮について確認するものであり、合否判定とは一切関係ありません。

<受験上の配慮について>

- ・ 申請内容に基づいて、障がい等の種類・程度に応じた配慮を行います。ただし、ご希望のすべてに対応できるとは限りませんので、予めご了承ください。
- ・ 提出書類に記載された受験上の配慮希望について、内容確認のため、本学入試広報課よりご連絡させていただく場合があります。
- ・ 受験上の配慮を希望する場合の試験会場は、本学会場（高崎キャンパス）となります。

<修学上の配慮について>

- ・ 本学では、障がいのある学生の相談に対応するための支援体制を設けています。
- ・ 申請書類に基づいて、障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）に則り、障がいを理由に修学を断念することのないよう、修学機会の確保及び合理的な配慮の提供に努めます。
- ・ 申請書類に記載された修学上の配慮希望について、内容確認並びに本学が提供可能な配慮・支援及び関連情報の説明のため、本学学務課よりご連絡させていただく場合があります。
- ・ 試験に合格し、入学手続きを完了した後、改めて修学上の配慮内容について、打合せをさせていただきます。